

アキレス株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：アキレス株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第一部会第3分科会
- (3) 資 本 金：146億円
従 業 員：1,630名
- (4) 営業品目：

シューズ、車輛用合成皮革・レザー、プラスチックフィルム、ゴム引布製品、建築内装資材、軟質ポリウレタン発泡製品、断熱資材、静電気対策品、ヘルスケア商品など

- (5) 基本理念

当社は、企業理念を実践するため、遵守すべき行動の基本原則を「企業行動憲章」に、行動の基準を「行動規範」として、アキレス行動指針を制定している。

創業の精神 『和を以て貴しと為す』

企業理念 「社会との共生」＝「顧客起点」

「顧客起点」のもと、お客様の真の満足と感動を戴ける製品の創造とサービスの提供を通して、豊かな社会の実現に貢献する。

企業行動憲章

健全な事業活動を通して社会に貢献し、高い信頼と評価を得る企業集団を目指す。

国の内外を問わず、人権を尊重し、事業活動に適用される法令、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて行動する。

- (6) CIマーク

あなたの身近にいつも…アキレス



2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

知的財産部と称し、産業資材開発部などと共に研究開発本部に属している。

(2) 構成及び人員

知的財産部には9名所属している。当社および子会社の知的財産に関する業務を四法の括りで分担し、特許・実用新案・意匠を担当する出願チーム、商標を担当する商標チーム、管理・情報チームの3チームからなる。出願チーム、商標チームは担当者の業務分担を事業部門で分け、発明発掘から中間処理、係争関係、調査までの広範囲な業務を遂行している。管理・情報チームは公報類の管理、年金管理、データ管理、報賞など全般的な管理業務を担当している。

(3) 沿革

当初（昭和22年5月）は研究開発部の一部として出願業務を担当していたが、研究開発部特許課が発足し、昭和50年には特許文書室が設立され総務部門の下に、主に商標・意匠関係は本社特許課、特許関係は足利特許課で業務分担していた。その後、幾度か組織改革、名称変更があり、平成4年には商標関係業務等が足利特許課に移管され一元管理する工業所有権部となった。2003年に知的財産部と名称を変更して研究開発本部の下に改組され、現在に至っている。

3. わが社の知的財産活動

「知的財産部の基本方針」

連携を密にして、情報を共有化し、タイムリーな支援を推進する。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

社内における知財専門家としての誇りと熱意を持って、驕ることなく、客観的な裏付けのある業務を推進することを知的財産部の基本姿勢としている。

従前、特許異議申立の多い時期が続き、特許訴訟（最高裁まで）を契機に、他者権利を尊重する風土を醸成することに注力し、また事業領域の確保、市場の維持のため、知的財産権の侵害に対しては、法律専門家との連携を強化し、毅然とした姿勢で対応している。

(1) 出願の発掘

近年、特許出願、意匠出願が共に右肩下がり傾向が続いている。知的財産を有効活用するために、質の高い知的財産権を数多く育て上げる必要があるが、まず知的財産を増やすことに重点を置いている。

研究開発本部と共にアキレス・テクニカルセンター内で業務を遂行しており、同じ敷地内には主にシューズ関係のR&Dセンターもあることから、知財部の各担当者は研究者・技術者と頻繁に交流している。研究開発本部の開発会議にも参画し、また各工場に積極的に出向き、開発初期段階から知財専門家としての立場で支援して、発明の発掘活動を行っている。

担当者は、テーマ調査から深く関わっているため、発明提案書が提出される前には既に発明を把握している。

(2) 出願・権利化業務

国内の特許出願は、殆どを特許事務所に依頼し、知財担当者が推進役として発明者、弁理士と協力して有効な出願に繋げている。外国出願は僅かな件数ではあるが、全て国内代理人経由で出願手続している。

近年、審査請求手続の関係から拒絶理由通知の件数が増加し、その対応に苦勞している。一次戻し率を減らすことを目標として掲げ、発明者、事業部門の意向を踏まえて弁理士と十分に意見交換し、権利化に注力している結果、特

許査定率も上昇傾向にある。

一方、商標と意匠は、国内出願はほぼ100%社内手続により、外国商標出願の大多数は、国内代理人を通さずに現地代理人に依頼している。

当社は、シューズが主力商品の一つであり、商標の果たす役割が大きく、ブランド戦略も重要である。各事業部門のグローバル化を支えるために商標の戦略的な確保に注力している。

(3) 人材育成

知財部の各担当者に対する教育は、基本的にはJIPAの定例研修・臨時研修と、日常的なOJTであるが、他の研修会・講演会にもレベルに併せて積極的に参加させている。また、講演会などの内容によっては受講者を講師とする部内勉強会を定期的で開催している。

研究者・技術者に対しては、OJTを基本とするが、JIPAの技術者向け臨時研修に積極的に参加させ、また不定期ではあるが知財専門家の講演会も開催している。定例的な社内研修は知財部員が講師を務め、教育部門との共催にて、「知的財産制度」、「特許情報について」といった基礎的な内容について①新入社員研修 ②初級特許研修を20年ほど継続してきたが、最近、中堅技術者を対象にした ③中級特許研修も開始した。社内研修は知財部員の研修の場でもある。

(4) 知的財産管理のための環境整備

知的財産管理用データベースは、知的財産部内のみで利用可能で、しかも特許関係と商標関係が別システムであったため、社内的に共有化できなかった。社内での知的財産情報の共有化の重要度が増し、新システムへの変更の承認を得て導入し部内使用を開始したところである。社内LANを活用して共有化するために整備中である。課題は多いがまず出願増加を図りたい。

(原稿受領日 2009年1月15日)